



島根県報

平成23年2月1日（火）

号外第12号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 4

告 示

島根県告示第65号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	本庄福富松江線	松江市大井町181番1地先から同市西尾町475番1地先まで	前	メートル 4.00～14.90	メートル 5,074.00	松江県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ 拡幅 B区間の延伸	
		松江市西尾町1491番4地先から同町475番1地先まで		B			10.00～56.00
		松江市大井町181番1地先から同市西尾町475番1地先まで	後	A	4.00～29.00		5,074.00
		松江市西尾町820番地先から同町475番1地先まで		B	10.00～56.00		1,206.00
〃	皆井田江津線	邑智郡邑南町日貫4275番1地先から同1424番2地先まで	前	4.50～16.00	421.00	道路改良工事 拡幅	
			後	8.00～60.00	405.00		
〃	〃	邑智郡邑南町日貫1424番2地先から同1484番1地先まで	前	A 4.50～11.50	612.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A 4.50～11.50	612.00		
			B 8.00～23.00	663.00			
〃	〃	邑智郡邑南町日貫1484番1地先から同3159番1地先まで	前	5.00～7.90	234.00	道路改良工事 拡幅	
			後	6.00～23.00	225.00		
〃	三次江津線	邑智郡邑南町雪田101番2地先から同1372番1地先まで	前	4.00～8.50	331.00	道路改良工事 拡幅	

			後	10.00～ 50.00	331.00			
"	"	邑智郡邑南町雪田1372番1地先から同町伏谷757番1地先まで	前 A	4.60～ 11.00	395.00	県央県土整備 事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	4.60～ 11.00			395.00
				B	9.00～ 26.00			209.00
"	"	邑智郡邑南町伏谷757番1地先から同809番1地先まで	前	4.00～ 7.00	495.00		道路改良工事 拡幅	
			後	11.00～ 57.00	495.00			
"	"	邑智郡邑南町伏谷809番1地先から同857番地先まで	前 A	4.70～ 8.50	969.00		左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	4.70～ 8.50			969.00
				B	8.50～ 52.00			367.00
"	"	邑智郡邑南町伏谷857番地先から同938番1地先まで	前	4.40～ 7.30	1,014.00		道路改良工事 拡幅	
			後	9.00～ 39.00	1,014.00			
"	美都匹見線	益田市匹見町落合イ89番地先から同イ82番2地先まで	前	6.00～ 14.00	200.00	益田県土整備 事務所	道路改良工事 拡幅	
			後	6.50～ 27.00	200.00			

島根県告示第66号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	美都匹見線	益田市匹見町落合イ89番地先から同イ82番2地先まで	メートル 200.00	平成23年 2月1日	益田県土整備 事務所	